

高槻市告示第564号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、下記の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）として指定する。

平成28年10月6日

高槻市長 濱田 剛史

1 形質変更時要届出区域として指定する区域の所在地

高槻市野見町1492番1の一部（別図の通り）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

3 講ずべき指示措置

規則別表第5の1の項の中欄に定める「地下水の水質の測定」又は規則別表第5の4の項の中欄に定める「原位置封じ込め又は遮水工封じ込め」

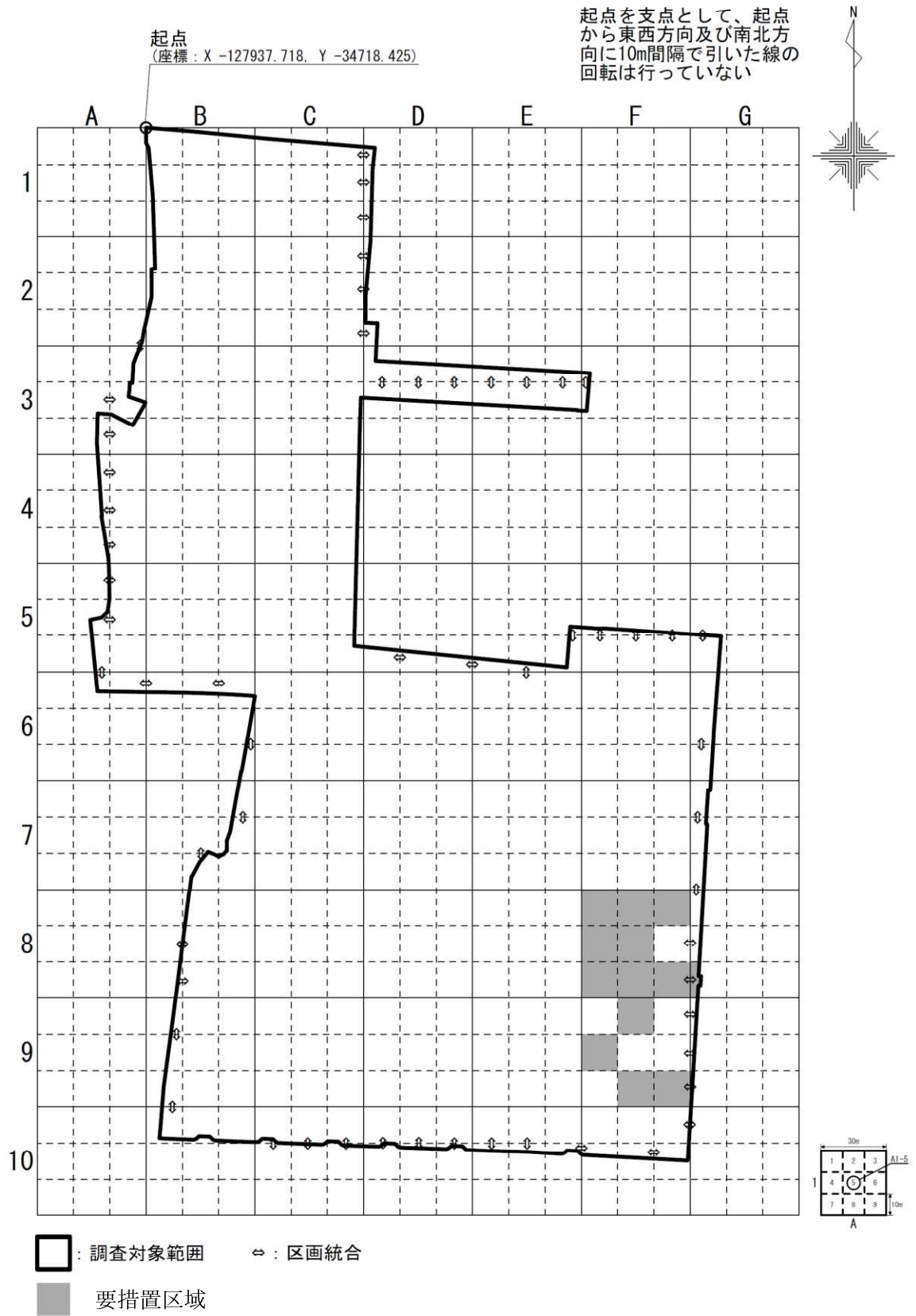


図 要措置区域